

○鎌倉市図書館協議会設置条例

昭和 25 年 8 月 21 日

条例第 75 号

鎌倉市図書館協議会設置条例は、市議会の議決を経たから、次のように定める。
鎌倉市図書館協議会設置条例

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条の規定により、鎌倉市中央図書館に図書館協議会を置く。

第 2 条 図書館協議会の委員の定数は、5 名とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者並びに市民のうちから教育委員会が任命する。

第 3 条 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 4 条 本協議会の運営に必要な事項は、別に規則をもつてこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 27 年 10 月 31 日条例 32)

この条例は、昭和 27 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 49 年 6 月 21 日条例 16)抄

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和 49 年 9 月規則第 39 号により同年 10 月 1 日から施行)

付 則(平成 24 年 3 月 27 日条例 50)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。